

1 障害者総合支援法の平成26年度実施等について

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の平成 26 年度施行について

（1）障害者総合支援法について

平成 24 年に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）は平成 25 年 4 月と平成 26 年 4 月の 2 段階施行となっており、平成 26 年 4 月には、

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・障害程度区分から障害支援区分への変更の施行が行われることとなる。

（2）平成 26 年 4 月施行に伴う主な政省令の改正について

平成 26 年 4 月の施行により、次のような政省令の改正を予定していることから、これらの政省令に関連する条例等を改正する必要がある自治体におかれては、ご留意願いたい。

なお、これらの政省令については、現在、パブリックコメントを実施しているところであり（11 月 14 日（木）締切）、年内のできるだけ早い時期に公布する予定である。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）

（主な内容）

- ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加。
ただし、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、共同生活援助利用者のうち、介護サービスを利用しようとする者に限る旨を記載することにより、介護サービスを受けず、日常生活上の援助のみを受けようとする共同生活援助利用者は障害支援区分の認定手続の対象とはしない予定。

○ 知的障害者福祉法施行令（昭和 35 年政令第 103 号）

（主な内容）

- ・知的障害者に対して居宅介護等の措置を行う際の基準の適用対象に、重度訪問介護を追加

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)

(主な内容)

- ・ 重度訪問介護の対象拡大 (P17 参照)
- ・ 地域移行支援の対象拡大 (P59 参照)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成
18 年厚生労働省令第 171 号)

(主な内容)

- ・ 共同生活介護と共同生活援助の一元化関係 (P25 参照)

(3) 平成 26 年 4 月施行に伴う告示等の改正について

上記政省令のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示 523 号)
等の告示、通知に関しても改正を予定しているところである。

法の施行に伴う主な政省令の改正（平成26年4月施行）について

法律

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）

（平成26年度施行の主な内容）

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化 等

政省令の主な改正内容

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - ・重度訪問介護の対象拡大
 - ・地域移行支援の対象拡大
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - ・共同生活介護の共同生活援助への一元化関係

改正スケジュール

10月16日（水）パブリックコメント開始



11月14日（木）パブリックコメント受付締切



年内（※）公布

（※）各自治体における条例改正のため、年内のできるだけ早い公布を予定

障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容① 《「障害支援区分」への変更》

- ★ 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくい。

➡ 名称変更

改正内容② 《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★ 知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないか。
(平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%、精神障害者：46.2%が一次判定より高く評価された。)

- ➡ 政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。（附則第2条）

改正内容③ 《今後の給付》

- ★ ①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。

- ➡ 「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」（附則第3条1項）

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

○ 重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。
【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（対象者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（サービス内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・ 長時間の利用を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動する際に生じ得る危険を回避するため の援護、外出時における移動中の介護を 提供 ・ 8時間までの利用を想定
（報酬単価）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,403単位 (7.5時間以上8時間未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,487単位 (7.5時間以上)
（介助者資格）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時間の養成研修を修了 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（研修内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

障害者に対する支援 (②共同生活介護の共同生活援助への一元化)

(ケアホーム) (グループホーム)

- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合。
【平成26年4月1日施行】

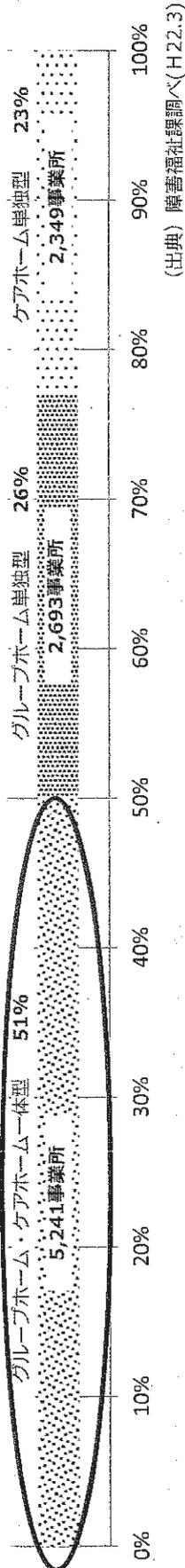
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つの類型の事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

(参考)事業所の指定状況



- ◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設**を検討。

障害者に対する支援 (③地域移行支援の対象拡大)

- 地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。

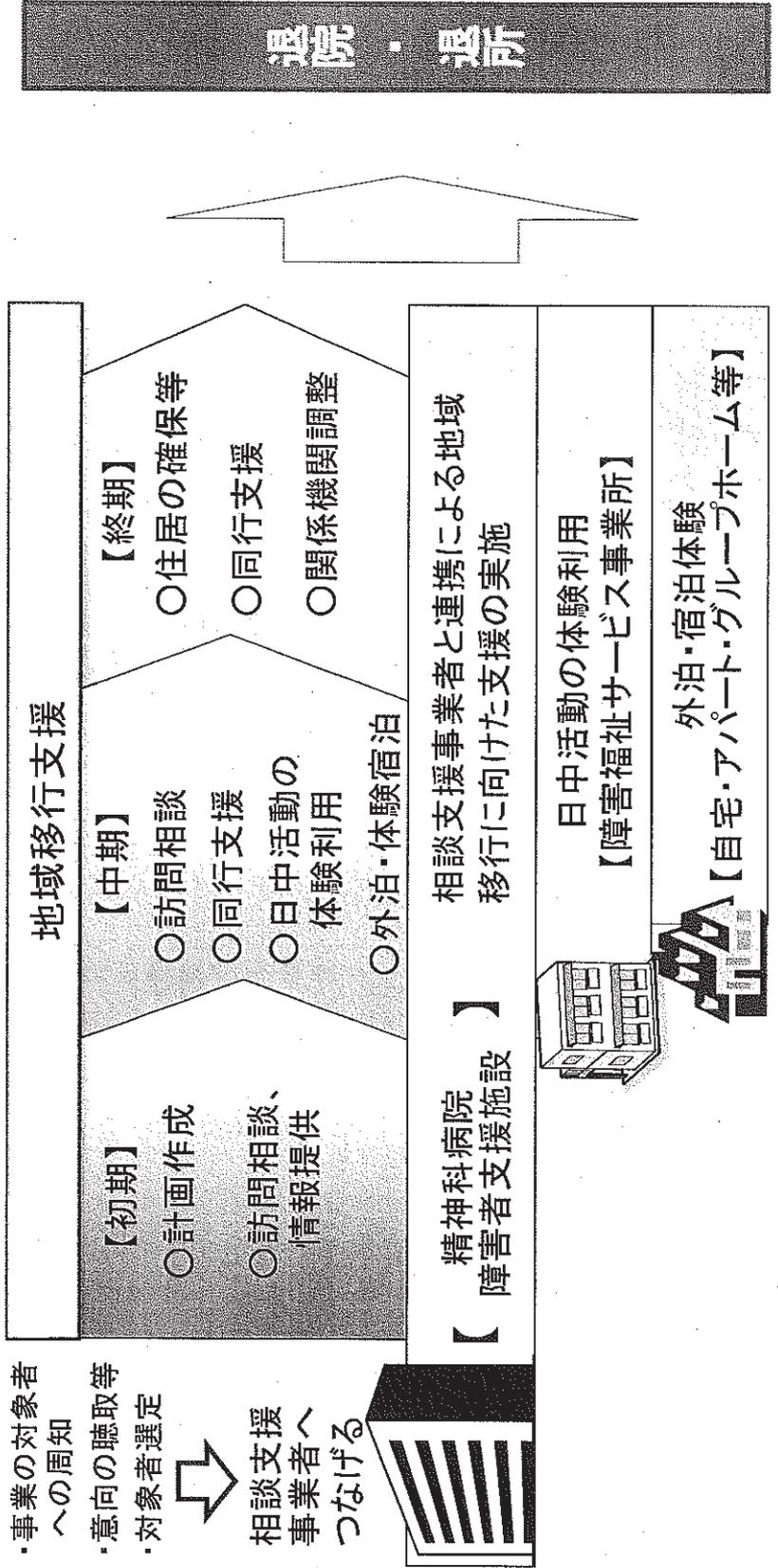
【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、保嬰施設、矯正施設等を退所する児童などに対象拡大する予定

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ

- ・事業の対象者への周知
 - ・意向の聴取等
 - ・対象者選定
- ➡
- 相談支援事業者へつなげる



(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度・25 年度に、地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を開催したところである。平成 26 年度の開催は現段階では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

(7) 矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されたところであるが、この「厚生労働省令で定めるもの」として、保護施設のほか矯正施設及び更生保護施設に入所等している障害者が加えられたところである。地域移行支援の対象となる矯正施設に入所している障害者等の具体的な範囲、地域相談支援給付決定の実施主体の考え方など施行に当たって留意すべき事

項は以下のとおりであるので、ご了知の上、管内市町村、関係団体及び地域相談支援事業者等への周知など平成 26 年 4 月の円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

なお、今回示している内容に関しては、主に現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において運用面での変更等があり得ることに留意願いたい。

① 地域移行支援の対象となる矯正施設入所者の範囲

地域移行支援の対象とする矯正施設の種類は、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院であるが、これらの施設に入所している障害者（以下「矯正施設入所者」という。）に対する面談、支援計画の作成など矯正施設入所中の段階において行う支援については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われているところである。これらの機関が行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、地域移行支援については、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成 21 年 4 月 17 日法務省保観第 244 号。法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。以下「特別調整対象障害者」という。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域移行支援事業者」という。）が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者を中心に支援することが考えられる。

なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に基づき、指定入院医療機関に入院している精神障害者については、従前から地域移行支援の給付対象となっているので、留意されたい。

② 地域移行支援の支援内容

指定地域移行支援事業者は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して、主として、以下の支援を行うものとする。

- ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助
- イ 地域移行支援計画の作成
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や 1 人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、指定地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者へ委託することも可能である。

③ 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ

矯正施設を退所する障害者に対する支援のイメージは、以下のとおりである。

① 福祉サービス等のニーズ把握

- ・ 特別調整対象障害者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

- ・ 地域生活定着支援センターは本人との面接等により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障害者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

- ・ 指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障害者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

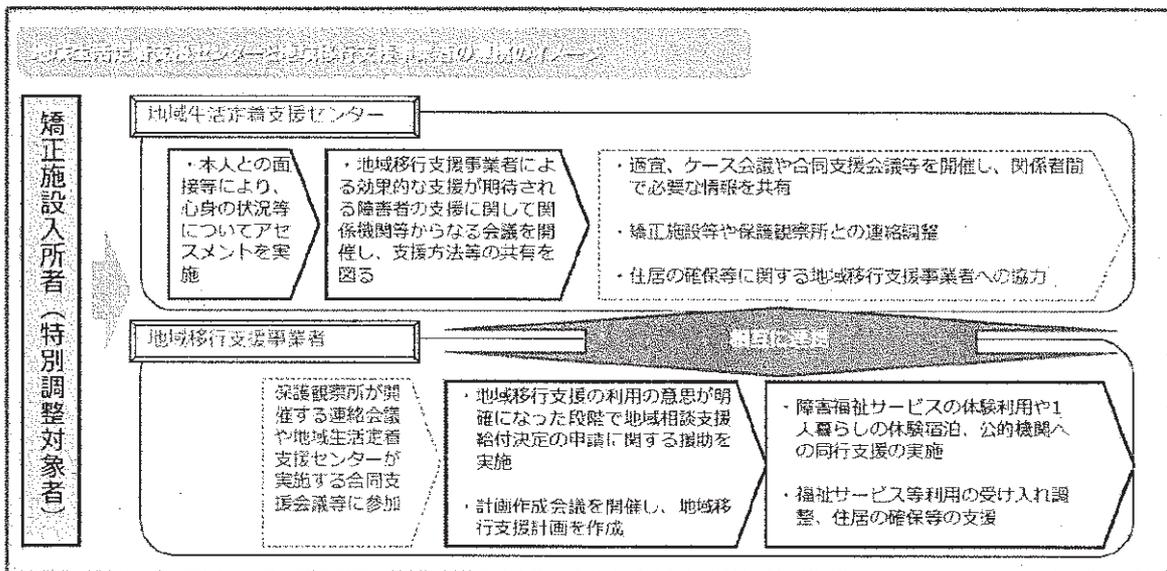
④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

- 指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

(更生保護施設に入所した障害者等に対する支援)

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象としていところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

(参考) 地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



④ 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体について

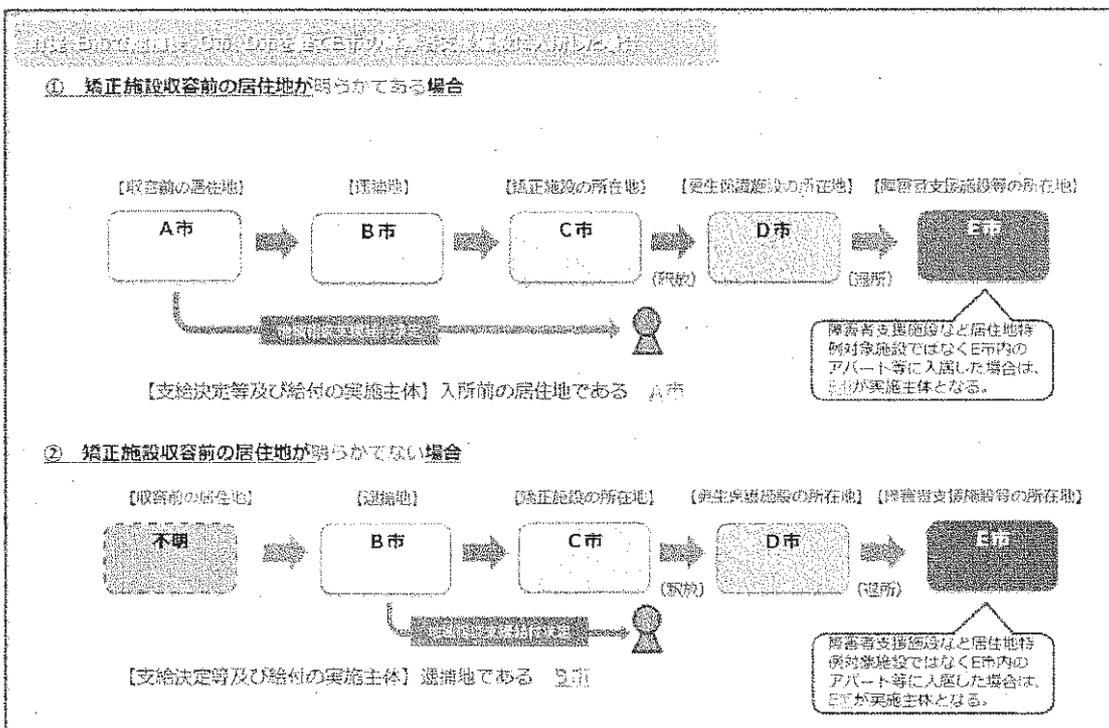
矯正施設所在地の介護給付費の支給決定や地域移行支援給付費の支給（給付）決定事務及び費用負担が過大とならないよう、矯正施設及び更生保護施設等を障害者支援施設など障害者総合支援法第 19 条に規定する特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱いとすることとする。したがって、矯正施設等に入所している者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の

実施主体は、以下の市町村が行うものとする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとする。

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とする。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。

(参考) 矯正施設等入所者に対する地域相談支援給付決定等の実施主体



⑤ 助成制度等の活用について（関連資料⑤（178頁））

矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部に算定実績の全くない府県があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	39 人	71 人	110 人
ケアホーム	56 人	88 人	134 人
障害者支援施設※	27 人	40 人	42 人
宿泊型自立訓練	8 人	31 人	41 人
合計	130 人	230 人	327 人

※ 障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用に努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施

する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

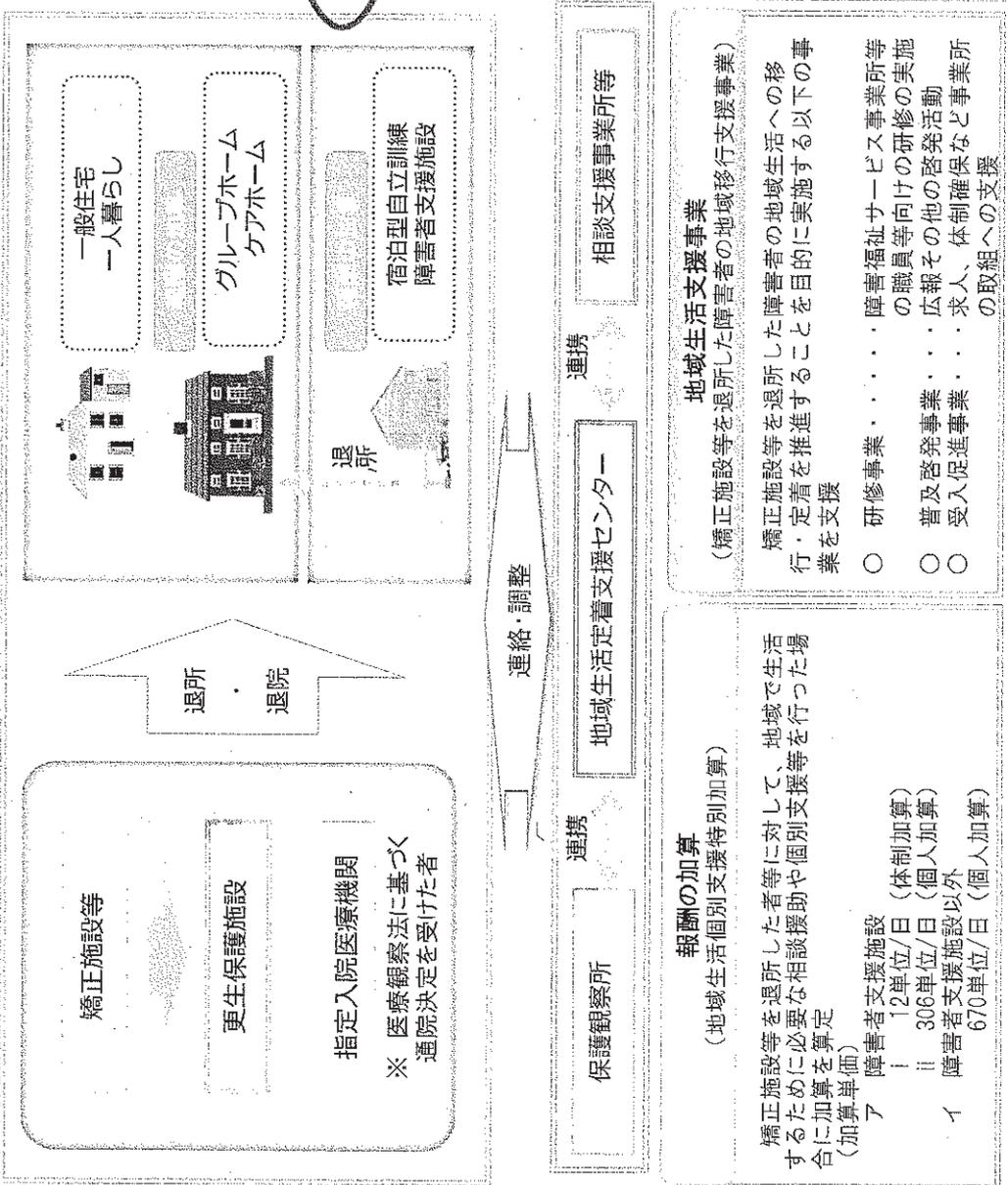
【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

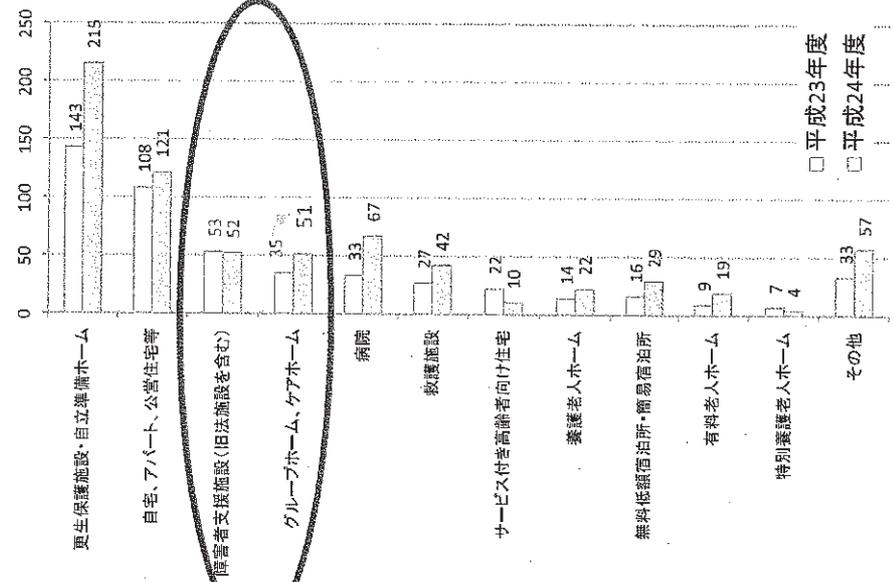
※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



(参考) 地域生活定着支援センターの支援を受けた者の居住先実績



障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

22年改正法
障害者基本法の改正
障害者総合支援法
その他

資格提言の主な事項		平成22年～平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<p>【1. 法の理念・目的・範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利。 ○保護の対象から権利の主体へ、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 	<p>【2. 障害(者)の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合福祉法の障害者(障害児)は障害者基本法に規定する障害者をいう。 ○心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。 	<p>【3. 選択と決定(支給決定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ○サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ○協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ○合議機関の設置と不服申立。 	<p>共生社会の実現に向けた、基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正(平成23年8月～)</p>	<p>法に基づく日常生活、社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる</p>	
			<p>【4. 支援(サービス)体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ○「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 	<p>発達障害についても障害者自立支援法の対象とする(平成22年12月～)</p> <p>身体障害・知的障害・精神障害その他の心身の機能の障害のある者を障害者と規定(平成23年8月～)</p> <p>治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病であって一定の障害がある者を福祉サービスの対象とする</p>	<p>障害者等の置かれている環境を動かし、支給決定を行うことを法律上明記</p> <p>サービス等利用計画の作成対象者を平成26年度末までにすべての支給決定の申請者に拡大</p> <p>また、計画において本人の意向等を動かし、法律上明記</p> <p>区分認定データの検証等</p> <p>モデル事業、ソフト開発・研修等の実施</p> <p>障害程度区分を障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる障害支援区分に見直し</p> <p>〔※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮を行う〕</p> <p>障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討(検討に当たっては、障害者、家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする)</p>

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

22年改正法
障害者基本法の改正
障害者総合支援法
その他

骨格提言の主な事項
平成22年～平成24年度
平成25年度
平成26年度
平成27年度

<p>【5. 地域移行】 ○国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記。 ○地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ○ピアサポーターの活用。</p>	<p>地域移行支援(精神科病院に入院している者等が地域に移行する際の支援)を個別給付化 地域定着支援(単身生活の者についての常時連絡体制を整備し緊急時等の相談に応じる。)を個別給付化</p>	<p>地域移行支援の対象者に新たに、地域生活への移行に重点的な支援が必要となる者(※)を追加。(※保護施設、矯正施設等を退所する障害者を想定)</p>
<p>【6. 地域生活の基盤整備】 ○計画的な推進のため地域基盤整備10力年戦略策定の法定化。 ○市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。 ○地域生活支援協議会の設置。</p>	<p>自立支援協議会を法律上位置付け、計画の策定・変更に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努める。 協議会の名称を地域の実情に応じて定めることができるようにするとともに、自治体は協議会の設置がさらに促進されるよう努めることとする。また、構成員に障害者等を含むことを明記</p>	<p>自立支援協議会を法律上位置付け、計画の策定・変更に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努める。</p>
<p>【7. 利用者負担】 ○食料費や光熱水費等は自己負担とする。 ○障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。</p>	<p>第二期障害福祉計画 第三期障害福祉計画 第四期障害福祉計画</p>	<p>国は基本指針で障害福祉サービスの提供体制の目標を定める。策定に当たっては、障害者等の意見を聴く国は障害者等を取り巻く環境その他の事情を勘案して必要があるとき又は速やかに基本指針を変更する地域の潜在的ニーズを把握した上で医療、教育との連携に関する事項について障害福祉計画を策定するよう努める。また、市町村及び都道府県は、調査、分析、評価を行い、必要があるときは計画を変更又はその他の必要な措置を講ずる 市町村、都道府県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を新たに定めるものとする</p>
<p>【8. 相談支援、9. 権利擁護】 ○対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ○障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。複合的な相談支援体制の整備。 ○権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立ての全てに対応する。 ○オンブズパーソンの制度の創設、虐待の防止と早期発見。</p>	<p>生活保護世帯に加え、新たに市町村民税非課税世帯の利用者負担を無料化 自立支援医療の利用者負担等は引き続き検討</p>	<p>・応能負担を原則とすることを法律上も明記 ・高額障害福祉サービス等給付費等について補装具と合算することで、利用者負担を軽減</p>
<p>【10. 報酬と人材確保】 ○利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。 ○福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。</p>	<p>計画相談支援・障害児相談支援と地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化 市町村に基幹相談支援センターを設置</p>	<p>市町村に基幹相談支援センターを配置 基幹相談支援センターと地域の事業者、民生委員、意思疎通支援を行う者を養成し又は派遣する 事業の関係者等との連携強化 相談支援事業者の責務に、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者の立場に立った支援を行うことを明記 身体障害者相談員・知的障害者相談員に関係者との連携の努力義務を規定 成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討 障害者虐待防止法の施行(虐待の禁止、国・地方公共団体の責務等) 差別禁止部会の開催 障害を理由とする差別の禁止に関する法律(仮称)の法案提出を目指す</p>
<p>基金事業による福祉・介護職員の処遇改善</p>	<p>報酬改定で処遇改善加算等を設け、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が図られる水準を担保</p>	<p>報酬改定 報酬改定</p>

5 消費税率引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について

平成 26 年 4 月に消費税率が、現行の 5%から 8%に引上げられることに伴い、医療・介護との並びを踏まえつつ、障害福祉サービス等報酬に係る基本報酬の単位数について、影響相当分の引上げを行うこととしている。

引上げについては、経営実態調査の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、サービス毎に消費税率引上げの影響する相当分について行うこととしており、障害福祉サービス等報酬全体の平均引上げ率は約 0.69%程度を予定している。

サービス毎の詳細な新報酬単位数については、先般実施したパブリックコメントにおけるご意見等も踏まえて、報酬告示の改正を行い、関係通知の発出等によりお知らせする予定であるため、管内市町村及び事業者等への周知をお願いする。

また、障害者総合支援法に係る平成 26 年 4 月施行分として見直しが行われる「ケアホーム・グループホームの一元化」と「生活介護における医師配置の取扱い」に関する加算等の届出について、本来は前月 15 日までに届出をしなければ翌月から算定できないところであるが、今回は、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算等の算定の対象とするので、管内事業所等に対して 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

なお、基本報酬の単位数が引き上げられることに連動して、国庫負担基準額についても、消費税率引上げの影響する相当分の引上げを行う予定である。(関連資料(9頁))

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

= [[基本報酬単位上乗せ率] + [加算に係る上乗せ率]] × 現行報酬単位数

6 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び障害福祉サービス等経営実態調査について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(以下、「処遇状況調査」という。)は、平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善にどの程度反映されているかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として、平成24年10月、平成25年10月の2回にわたり実施してきたところである。

各都道府県におかれては、調査実施に当たっての法人名簿作成や調査票が未回答の管内事業所等への連絡などにご協力いただき、感謝申し上げます。平成24年度処遇状況調査では、平成24年9月における福祉・介護職員の平均給与額が、対前年同月比で平均で約7,000円増の結果を得たところである。平成25年の調査結果については、3月末までにホームページ等で公表する予定である。(関連資料①(11頁))

なお、平成25年度の処遇状況調査の都道府県別の回答率について、全国平均回答率は約66.7%となっているが、都道府県別に見るとバラつきが見受けられる現状である。(関連資料②(12頁))

また、平成27年4月は3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定を予定しているところであるが、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況の把握を調査目的とし、改定の議論を行う際の基礎資料の一つでもある平成26年障害福祉サービス等経営実態調査については、今後、平成26年3月末から各施設・事業所に調査票を配布し、6月上旬を回答期限として調査を実施する予定としているところである。今回の調査においては平成25年度の処遇状況調査の法人名簿を使用するため、新たに名簿の作成をお願いする予定はないが、法人名称の変更など名簿内容に変更が生じた場合は、事後的に個別に確認をお願いすることもあるので、その際にご協力願いたい。

また、今回の平成26年障害福祉サービス等経営実態調査においても、各都道府県に対して、回答率向上のため事業者への働きかけをお願いすることになるので、特段のご配慮をお願いする。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成24年度処遇状況調査結果(抜粋)より

平成24年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では257,549円、常勤の者では289,237円、非常勤の者では161,759円となっている。

平成23年度と平成24年度を比較すると、全体では6,889円の増、常勤の者では8,252円、非常勤の者では2,768円の増となっている。

	平成24年9月	平成23年9月	差 (平成24年－平成23年)
処遇改善加算対象職員	257,549円	250,660円	6,889円
常勤の者	289,237円	280,984円	8,252円
非常勤の者	161,759円	158,991円	2,768円

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

注2) 平成23年と平成24年ともに在籍し、かつ、雇用形態(常勤・非常勤)が変わっていない者の平均給与額を比較している。

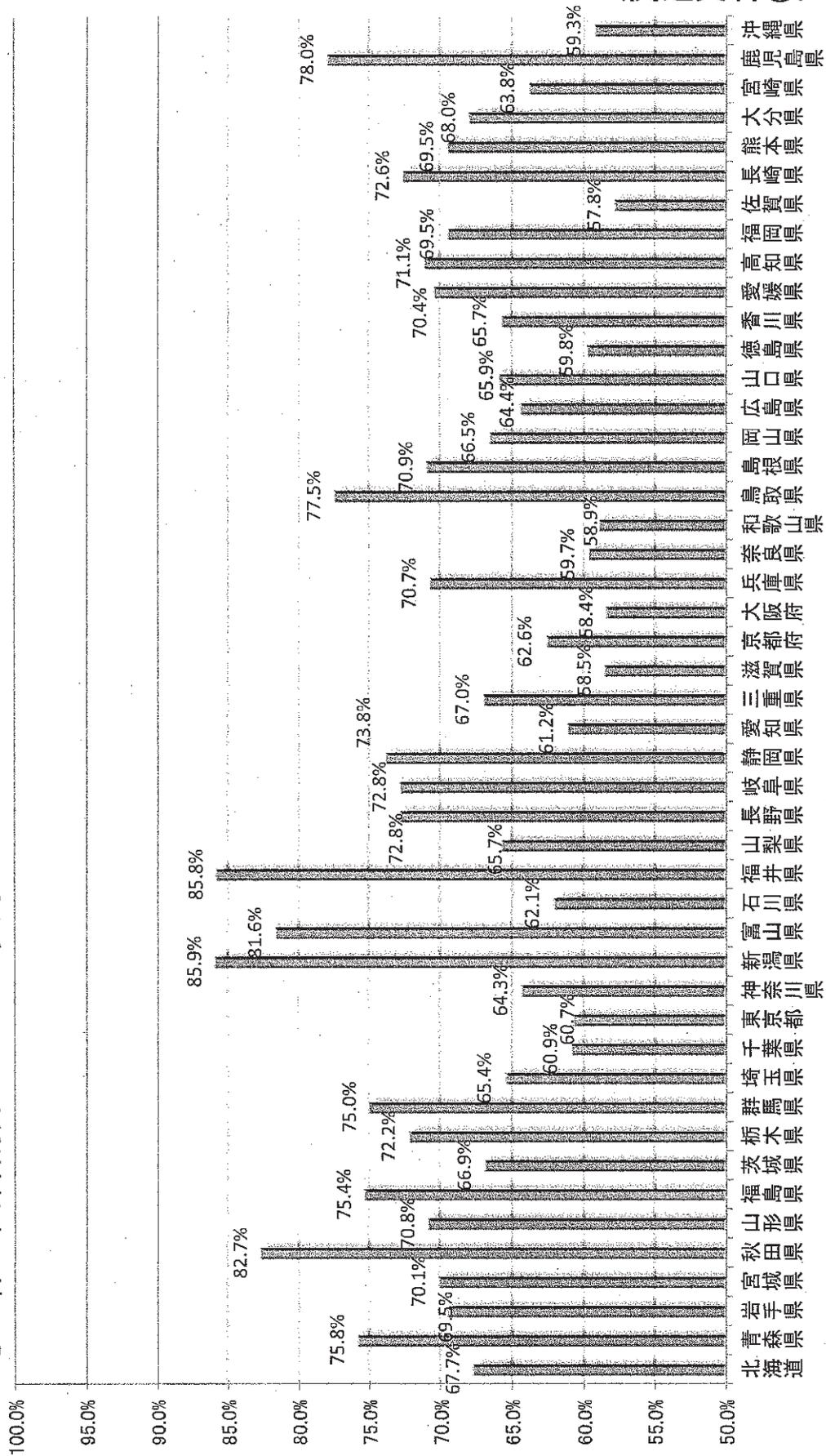
注3) 平均給与額は、基本給＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

(関連資料①)

平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

○各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。

○全体の回答割合は66.7%である。



地域区分の見直しについて

【平成26年3月7日実施：厚生労働省主管課長会議資料一部抜粋】

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り		5区分				
上乗せ割合	特別区	12%	10%	6%	3%	0%
	甲地	10%	6%	3%	0%	
官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域					
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 				
対象とする市町村の区域の時期	平成15年4月1日					

<見直し後> * 区分名称は仮称

7区分						
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の						
<ul style="list-style-type: none"> 対象地域に囲まれている地域 対象となっている複数の地域に隣接している地域 						
※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成27年度以降】

＜現行＞ 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円

＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な7区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

〔1 単位単価の見直しに当たっての経過措置〕
 <平成26年度> 20区分

	特別区→1級地	特別区→2級地	特別区→3級地	特別区→4級地	特別区→5級地	特別区→6級地	特別区→7級地	特別区→8級地	特別区→9級地	特別区→10級地	特別区→11級地	特別区→12級地	特別区→13級地	特別区→14級地	特別区→15級地	特別区→16級地	特別区→17級地	特別区→18級地	特別区→19級地	特別区→20級地
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.5%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
居宅介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
療養介護																				
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.09円	10.05円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.08円	10.05円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.00円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.00円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.00円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.00円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.00円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10.00円
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.00円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.00円

* 表の見方
 次頁と2頁後の表を見て、〔現行の地域区分〕〔見直し後の最終的な地域区分〕
 丙地(0%) → 6級地(3%)
 の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

[官署が所在しない地域等]

区分	見直し後の最終的な地域区分					
	1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)
特別区 (12%)						
特別市 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 厚木市 大阪府 堺市	
甲地 (6%)						
乙地 (3%)	千葉県 野田町 東京都 葛飾区 神奈川県 藤沢市 大阪府 堺市 広島県 府中市		千葉県 野田町 東京都 葛飾区 神奈川県 藤沢市 大阪府 堺市 広島県 府中市	埼玉県 鴻巣市 千葉県 船橋市 東京都 八王子市 神奈川県 横浜市中区 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	東京都 葛飾区 埼玉県 鴻巣市 千葉県 船橋市 東京都 八王子市 神奈川県 横浜市中区 大阪府 松原市 兵庫県 川西市	
丙地 (0%)	茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市		茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市	茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市	茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市	茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市
						茨城県 石岡市 東京都 瑞穂市 千葉県 栗山町 大阪府 高槻市 兵庫県 川西市

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る(ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潨町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度からは久留米市の上乗せ割合は0%とする)。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
知的障害児通園施設支援	11,12円	10,99円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,18円	10円
聴覚・視覚障害児通園施設								
児童デイサービス	* 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通園事業	-							
肢体不自由児童通園施設支援	10円							
児童デイサービス(再掲)	* 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)	-							
-	-							
併設する施設が生たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
当該施設が生たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,99円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,18円	10円
第二種自閉症児童施設の場合	11,10円	10,92円	10,79円	10,65円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
言語	11,11円	10,83円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
ろうあ児童施設支援	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,46円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円	10円
肢体不自由児童通園施設支援	11,10円	10,92円	10,79円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
第一種自閉症児童施設支援	10円							
肢体不自由児童施設支援	10円							
重症心身障害児通園施設	10円							
-	-							

<見直し後>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センターの場合	11,12円	10,99円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
主たる対象が重症心身障害者の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
医療型児童発達支援(各指定医療機関)	10円							
施設後援者(指定医療機関)	11,09円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
重症心身障害者以外の障害者の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円
主たる対象が重症心身障害者の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
療育所等訪問支援	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
知的障害併設する施設が生たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
当該施設が生たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,99円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
自閉症の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
言語	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
ろうあ児童施設支援	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,46円	10,37円	10,19円	10円
併設する施設が生たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円	10円
肢体不自由の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
自閉症の場合	10円							
医療型(各指定医療機関)	10円							
肢体不自由の場合	10円							
重症心身障害者の場合	10円							
児童発達支援	11,09円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円

●児童サービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分

特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
12%	10%	6%	3%	0%
児童サービス	10.72円	10.60円	10.18円	10円

<平成24年度> 18区分

児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等サービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	特別区-1級地	特甲地-1級地	特甲地-2級地	特甲地-3級地	特甲地-4級地	特甲地-5級地	特甲地-6級地	特甲地-7級地	特甲地-8級地	特甲地-9級地	特甲地-10級地	特甲地-11級地	特甲地-12級地	特甲地-13級地	特甲地-14級地	特甲地-15級地	特甲地-16級地	特甲地-17級地	特甲地-18級地	特甲地-19級地	特甲地-20級地	特甲地-21級地	特甲地-22級地	特甲地-23級地	特甲地-24級地	特甲地-25級地	特甲地-26級地	特甲地-27級地	特甲地-28級地	特甲地-29級地	特甲地-30級地	特甲地-31級地	特甲地-32級地	特甲地-33級地	特甲地-34級地	特甲地-35級地	特甲地-36級地	特甲地-37級地	特甲地-38級地	特甲地-39級地	特甲地-40級地	特甲地-41級地	特甲地-42級地	特甲地-43級地	特甲地-44級地	特甲地-45級地	特甲地-46級地	特甲地-47級地	特甲地-48級地	特甲地-49級地	特甲地-50級地	特甲地-51級地	特甲地-52級地	特甲地-53級地	特甲地-54級地	特甲地-55級地	特甲地-56級地	特甲地-57級地	特甲地-58級地	特甲地-59級地	特甲地-60級地	特甲地-61級地	特甲地-62級地	特甲地-63級地	特甲地-64級地	特甲地-65級地	特甲地-66級地	特甲地-67級地	特甲地-68級地	特甲地-69級地	特甲地-70級地	特甲地-71級地	特甲地-72級地	特甲地-73級地	特甲地-74級地	特甲地-75級地	特甲地-76級地	特甲地-77級地	特甲地-78級地	特甲地-79級地	特甲地-80級地	特甲地-81級地	特甲地-82級地	特甲地-83級地	特甲地-84級地	特甲地-85級地	特甲地-86級地	特甲地-87級地	特甲地-88級地	特甲地-89級地	特甲地-90級地	特甲地-91級地	特甲地-92級地	特甲地-93級地	特甲地-94級地	特甲地-95級地	特甲地-96級地	特甲地-97級地	特甲地-98級地	特甲地-99級地	特甲地-100級地
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%																																																																																			
10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円																																																																																				

<平成25年度> 15区分

児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等サービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	特別区-1級地	特甲地-1級地	特甲地-2級地	特甲地-3級地	特甲地-4級地	特甲地-5級地	特甲地-6級地	特甲地-7級地	特甲地-8級地	特甲地-9級地	特甲地-10級地	特甲地-11級地	特甲地-12級地	特甲地-13級地	特甲地-14級地	特甲地-15級地	特甲地-16級地	特甲地-17級地	特甲地-18級地	特甲地-19級地	特甲地-20級地	特甲地-21級地	特甲地-22級地	特甲地-23級地	特甲地-24級地	特甲地-25級地	特甲地-26級地	特甲地-27級地	特甲地-28級地	特甲地-29級地	特甲地-30級地	特甲地-31級地	特甲地-32級地	特甲地-33級地	特甲地-34級地	特甲地-35級地	特甲地-36級地	特甲地-37級地	特甲地-38級地	特甲地-39級地	特甲地-40級地	特甲地-41級地	特甲地-42級地	特甲地-43級地	特甲地-44級地	特甲地-45級地	特甲地-46級地	特甲地-47級地	特甲地-48級地	特甲地-49級地	特甲地-50級地	特甲地-51級地	特甲地-52級地	特甲地-53級地	特甲地-54級地	特甲地-55級地	特甲地-56級地	特甲地-57級地	特甲地-58級地	特甲地-59級地	特甲地-60級地	特甲地-61級地	特甲地-62級地	特甲地-63級地	特甲地-64級地	特甲地-65級地	特甲地-66級地	特甲地-67級地	特甲地-68級地	特甲地-69級地	特甲地-70級地	特甲地-71級地	特甲地-72級地	特甲地-73級地	特甲地-74級地	特甲地-75級地	特甲地-76級地	特甲地-77級地	特甲地-78級地	特甲地-79級地	特甲地-80級地	特甲地-81級地	特甲地-82級地	特甲地-83級地	特甲地-84級地	特甲地-85級地	特甲地-86級地	特甲地-87級地	特甲地-88級地	特甲地-89級地	特甲地-90級地	特甲地-91級地	特甲地-92級地	特甲地-93級地	特甲地-94級地	特甲地-95級地	特甲地-96級地	特甲地-97級地	特甲地-98級地	特甲地-99級地	特甲地-100級地
	15%	12.5%	11%	10%	9%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%																																																																																							
10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円																																																																																								

<平成26年度> 21区分

児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等サービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	特別区-1級地	特甲地-1級地	特甲地-2級地	特甲地-3級地	特甲地-4級地	特甲地-5級地	特甲地-6級地	特甲地-7級地	特甲地-8級地	特甲地-9級地	特甲地-10級地	特甲地-11級地	特甲地-12級地	特甲地-13級地	特甲地-14級地	特甲地-15級地	特甲地-16級地	特甲地-17級地	特甲地-18級地	特甲地-19級地	特甲地-20級地	特甲地-21級地	特甲地-22級地	特甲地-23級地	特甲地-24級地	特甲地-25級地	特甲地-26級地	特甲地-27級地	特甲地-28級地	特甲地-29級地	特甲地-30級地	特甲地-31級地	特甲地-32級地	特甲地-33級地	特甲地-34級地	特甲地-35級地	特甲地-36級地	特甲地-37級地	特甲地-38級地	特甲地-39級地	特甲地-40級地	特甲地-41級地	特甲地-42級地	特甲地-43級地	特甲地-44級地	特甲地-45級地	特甲地-46級地	特甲地-47級地	特甲地-48級地	特甲地-49級地	特甲地-50級地	特甲地-51級地	特甲地-52級地	特甲地-53級地	特甲地-54級地	特甲地-55級地	特甲地-56級地	特甲地-57級地	特甲地-58級地	特甲地-59級地	特甲地-60級地	特甲地-61級地	特甲地-62級地	特甲地-63級地	特甲地-64級地	特甲地-65級地	特甲地-66級地	特甲地-67級地	特甲地-68級地	特甲地-69級地	特甲地-70級地	特甲地-71級地	特甲地-72級地	特甲地-73級地	特甲地-74級地	特甲地-75級地	特甲地-76級地	特甲地-77級地	特甲地-78級地	特甲地-79級地	特甲地-80級地	特甲地-81級地	特甲地-82級地	特甲地-83級地	特甲地-84級地	特甲地-85級地	特甲地-86級地	特甲地-87級地	特甲地-88級地	特甲地-89級地	特甲地-90級地	特甲地-91級地	特甲地-92級地	特甲地-93級地	特甲地-94級地	特甲地-95級地	特甲地-96級地	特甲地-97級地	特甲地-98級地	特甲地-99級地	特甲地-100級地
	16.5%	13.75%	12%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0%																																																																																		
10.99円	10.88円	10.72円	10.69円	10.68円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.05円	10円																																																																																			

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

児童発達支援センター以外 の指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等サービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	

* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、[現行の障害者の地域区分] [障害児の地域区分]
丙地(0%) → 7級地(3%)
の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等
の報酬の1単位単価。

